

檜葉町立小・中学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

檜葉町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 P 3
2. 目標 P 4
3. 計画の期間 P 5
4. 実施する業務量・健康確保措置の内容 . . . P 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップ . . . P 8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画、改正給特法第8条の基づき、檜葉町教育委員会が所管する学校に勤務する教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康及び福祉の確保を図ることを目的として策定するものである。近年、教育現場では、児童生徒への指導や保護者対応、地位との連携、校務分掌など多岐にわたる業務が増加し、教育職員の時間外在校等時間が長時間化する傾向が見みられる。こうした状況は、教育の質の低下や教職員の健康リスクの増大につながる可能性があり、早急な改善が求められる。

檜葉町教育委員会は、「学校における働き方改革」を推進し、教育職員が本来の教育活動に専念できる環境を整えることが、児童生徒一人ひとりの学びを充実させ、地域の教育力を高める基盤になると考える。本計画では、国の指針に基づき、業務の適正化と健康確保措置を体系的に実施し、教職員のワーク・ライフ・バランスを改善するとともに、教職の魅力の向上を目指す。

(2) 檜葉町の現状

- ア. 檜葉町では、令和7年4月に、所管する学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規程（以下単に「規程」という）を定め、教育職員の在校等時間（年間360時間以内、月45時間以内）の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- イ. こうした取り組みの結果、檜葉町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
こども園	月7時間	0.0%	0.0%
小学校	月24.7時間	7.7%	0.0%
中学校	月20.8時間	14.0%	0.0%

- ウ. 時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で14.0%と小学校の7.7%の約2倍となっている。部活動や校務の処理などの業務の負担が大きくなっており、部活動の地域移管や校務DXの推進等を図ることによって、教育職員の業務を軽減し、教育の質の向上のために必要な時間を創出することが必要である。また、年平均が、中学校が小学校を下回っている中で月45時間を上回る職員数の割合が約2倍になっているということは一部の教職員に負担が偏っていることを示している。校務分担の均等化など組織の見直し等を図っていくことも必要である。
- エ. こうした状況を踏まえ、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア. 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ. 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ウ. 1年間における時間外在校等時間の平均を年間360時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

*【 】内は令和6年度の数値を示す 《 》内は

- ア. 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする

【小学校17日、中学校12日、小中平均14日】

- イ. ストレスチェック(R8に町独自のアンケートを実施予定)における高ストレス者の割合を12%以下とする。

《全国平均14.9%》

- ウ. ストレスチェック(R8に町独自のアンケートを実施予定)における働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合50%以上とする。

3. 計画の期間

- 令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ア. 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・保護者、地域住民、町職員(第2水曜日)による通学路の見守り活動を推進する。
- ・小学校の遠距離通学者については町のスクールバスを活用し安全な登下校を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回り原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収、管理(「3分類」③関係)

- ・突発的な集金業務を除き、学校給食をはじめすべての徴収金を公会計化する。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④関係)

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとし、学校の教職員に負担をかけさせないこととする。

⑤保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

(「3分類」⑤関係)

- ・保護者に対して、教育委員会が相談窓口となっていることを周知徹底させるとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ. 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査、統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援ソフトの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑦学校の広報資料、ウェブサイトの作成、管理（「3分類」⑦関係）

- ・当該業務については、ICT支援員を積極的に活用する。また、広報資料についても保護者連絡ツール（tetoru）を活用する。

⑧ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守、管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が中心となって行いつつ、委託した民間業も積極的に活用する。

⑨学校プールや体育館等の施設、設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・小学校においては、使用期間をできるだけ短期間とし、中学校においては町営プールを活用させる。
- ・体育館等の地域開放の管理業務については町教育委員会が担当することとする。

⑩校舎の開錠、施錠（「3分類」⑩関係）

- ・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の教職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・休み時間等の見守りについては、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の全職員で組織的に対応できる体制を構築する。

⑫校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化、並びにワックスがけや窓清掃については定期的に清掃業者に委託する等負担軽減を促進する。

⑬部活動（「3分類」⑬関係）

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域移管、地域連携、指導員の活用を推進する。

ウ. 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食に関連し食に関する指導については、栄養技師や外部講師を積極的に活用する。
- ・給食時の指導については、特定の教職員に負担が偏らないようにランチルームを活用し、原則全職員で指導に当たるようにする。

⑮授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・授業準備等においては、町が配置した支援員を活用するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

⑩学習評価（「3分類」⑩関係）

- ・校務支援システムを活用することにより、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑪学校行事の準備、運営（「3分類」⑪関係）

- ・教育効果を考慮しながらも行事内容の見直しや外部人材の活用を図ることにより業務の軽減を図る。

⑫進路指導の準備（「3分類」⑫関係）

- ・キャリア教育に関わり、地域人材や中高連携校であるふたば未来高校との携を強化し教員の負担軽減を図る。

⑬支援が必要な児童生徒、家庭への対応（「3分類」⑬関係）

- ・支援が必要な児童生徒、家庭に対しては、教育委員会の子育て係りが支援の要となり、学校に寄り添いながら、関係機関や専門機関と連携し、効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ア. 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たりの授業時数については、年度当の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ. 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間、頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ. デジタル技術の活用により、成績処理や教材共有、出欠管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を常に向上させていくことを目指す。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア. 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- イ. 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ. ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ. 心身の健康問題について相談窓を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言、指導の保健指導を受けるように促す。
- オ. 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ. 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。
- キ. 早出遅出勤務の推進、さらに令和8年度中にテレワークのあり方についての検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校時間の状況を把握し、毎年度、檜葉町の小中学校のHPで公表するとともに教育委員会の定例会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係課等や関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については町で導入しているストレスチェックや町独自のチェック表の結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況等を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該学校に対する個別の支援や指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するように促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。